

令和５年高島市農業委員会第９回総会議事録

- 1 開催日時 令和５年９月８日（金）
午後１時３０分から午後２時３５分まで
- 2 開催場所 高島市役所 新館３階 会議室 ９・１０
- 3 出席委員（１６人）

副会長	１０番 地村満信 １番 田中孝敏 ２番 青谷喜代一 ３番 橋本久義 ４番 高木敏一 ５番 采野 哲（議事録署名委員） ７番 前川幸雄（議事録署名委員） ８番 古谷久栄 ９番 上原満枝 １３番 岸田忠則 １４番 山田善嗣 １５番 浅井嘉己 １６番 古田卓見 １７番 清水 巧 １８番 足立 功 １９番 石津紘子
-----	---
- 4 欠席委員（３人）

会長	６番 中田正敏 １１番 中川幸雄 １２番 日置克己
----	---------------------------------
- 5 遅参した委員 なし
- 6 傍聴人の数 なし
- 7 次第
 - １．開会
 - ２．高島市農業委員憲章唱和
 - ３．会長挨拶
 - ４．議事日程
 - 第 １ 議事録署名委員の指名
 - 第 ２ 報告事項
 - 第 １ 令和５年度滋賀県都市農業委員会連絡協議会第２回会長会について

- 第 2 令和 5 年度第 4 回高島市農産ブランド認証委員会について
- 第 3 各地区委員会における農地パトロールの状況報告について
- 第 4 農業委員・農地利用最適化推進委員研修会について
- 第 3 報告第 17 号 田畑転換等農地の形状変更届の受理について
- 第 4 報告第 18 号 農地の転用事実に関する照会について
- 第 5 議案第 81 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 第 6 議案第 82 号 高島市農用地利用集積計画の決定について
- 第 7 議案第 83 号 農用地利用集積等促進計画（高島市）について
- 第 8 議案第 84 号 農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて
- 第 9 議案第 85 号 「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」の変更につき意見を求めることについて

5. 連絡事項

(1) 令和 5 年第 10 回総会について

- ・ 日 時 令和 5 年 10 月 10 日（火） 午後 1 時 30 分
- ・ 場 所 高島市役所新館 3 階 会議室 9・10

8 会議に出席した職員

農林水産部農業政策課	参事	藤原 峰樹
	主任	大辻 可奈子
	主事	南村 悠斗

9 会議に出席した事務局職員

農業委員会事務局	局次長	伊庭 久美
	参事	青谷 和夫
	参事	前河 康史

10 会議の概要 次のとおり

事務局	皆様こんにちは。皆様には何かとご多用の中ご参集いただきありがとうございます。ご案内をさせていただきました時刻になりましたので、令和 5 年第 9 回高島市農業委員会総会を開会します。 本日は 16 名の委員にご出席を賜っております。在任委員の過半数以上であり、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により本総会が成立いたしますことをご報告いたします。欠席の委員は 11 番中川委員、12 番日置委員です。なお 6 番中田委員は、一般質問の答弁のため高島市議会 9 月定例会に出席されています。
-----	---

	本日の案件は、報告事項４件、報告案件２件、農地法に基づく許可等案件として、第５条案件１件、市長部局からの案件として、高島市農用地利用集積計画案件２４件、農用地利用集積等促進計画案件８件、農業経営改善計画の認定案件１件、農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更１件、以上４１件につきましてご審議いただくことになっております。 次に、議事参与の制限についてお願いいたします。本日、審議いただきます議事日程第６、議案第８２号「高島市農用地利用集積計画の決定について」は、■■■番■■■■に退席を求め、他の案件と切り離して審議、採決をいただくこととなりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。 ここで議案書のページ番号に誤りがありましたので、訂正をお願いいたします。２か所ございます。１か所目ですが、９ページお開きいただきたいと思います。９ページとございますが７ページの誤りでございます。７ページに訂正をお願いいたします。２か所目につきましては、７ページとありますが、そちらのページを９ページに訂正をお願いいたします。お手数をおかけいたします。本日みなさまのお手元に「令和５年第９回高島市農業委員会総会参考資料」「分科会委員名簿」を配付させていただいております。ご確認をお願いいたします。なお、参考資料につきましては、個人情報が含まれているものにつきましては回収させていただきますのでよろしくお願いいたします。 それから８月総会におきまして「農地法第３条の議案で、譲受人の住居表示が記載できないか」との中川委員からのご質問につきまして、滋賀県農業会議に確認いたしましたところ、議案審議をする上で住居表示の記載がなければ審議できないものではなく、また個人情報の関係もあり記載する必要はない、との見解でございました。今後は、第３条の譲受人の住居地につきましては、地域名を口頭で説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。 事務局 続きまして、高島市農業委員会憲章の唱和をお願いいたします。それでは、地村副会長よろしくお願い致します。 副会長 それではご起立の方、よろしくお願いいたします。総会の資料を１枚めくっていただきましたら載っておりますのでご覧ください。私が、「高島市農業委員会は」と申し上げましたら、ご一緒に唱和をお願いいたします。それではまいります。 (唱 和)
--	--

副会長	ありがとうございました。ご着席ください。
事務局	続いて、地村副会長よりごあいさついただきます。ごあいさつの後の総会の議事進行は、高島市農業委員会総会会議規則第5条および高島市農業委員会規程第3条第2項の規定に基づき、地村副会長にお願いいたします。
副会長	《副会長挨拶》
副会長	それでは、本日の議事日程に従い、会議を進めてまいります。 日程第1「議事録署名委員の指名」につきましては、私の方から指名させていただきます。本日の総会の議事録署名委員には、5番采野哲委員、7番前川幸雄委員、お二人によりしくお願いしたいと思います。
副会長	次に、日程第2「報告事項」を議題といたします。第1「令和5年度滋賀県都市農業委員会連絡協議会第2回会長会について」事務局から報告をお願いします。
事務局	それでは報告させていただきます。令和5年度第2回滋賀県都市農業委員会連絡協議会会長会が8月22日に高島市で開催されました。この協議会につきましては県内13市で組織しており、本年度は輪番により高島市が会長と事務局を務めており、中田会長と事務局3名が出席し議事を進めさせていただきました。議事案件として、委員改選に伴う役員の交替や職員の人事異動により欠員となった役員の選任について、それぞれ今年度役員にあたっている市の会長、事務局長があたることに同意を得て、原案のとおり決定されました。滋賀県農政課と滋賀県農業会議からの連絡指導事項として、滋賀県農政課からは、農地法申請時の隣地承諾書が偽造されていた、農業委員、組合長の同意が得られないということで事務局が申請書を受け付けないなど、行政手続不服法で審査請求に至った事案が複数発生していることや、9月1日から農地の所有権を取得する際の3条申請について、譲受人の国籍の記載が求められることについてお話がありました。県農業会議からは、総合農林政策調査会・農林部会合同会議での令和6年度予算概算要求重点事項の情報提供がございました。そのあと、協議会の事業について協議を行い、県外研修は、11月20日に岐阜県本巣市と養老町の地域計画の取り組みについて研修することに決定し、また職員研修については、10月16日に地域計画の取り組みについて研修を行うこと

	に決定しました。 今回は、会長会のあとマキノピックランドで現地研修を合わせて実施し、マキノピックランド支配人から施設概要の説明のあと、施設の見学を行い、高島市での農業振興の取り組み例として紹介させていただきました。以上でございます。
副会長	本件につきまして、何かご意見とかご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
副会長	特にないようでございますので、次に、第2「令和5年度第4回高島市農産ブランド認証委員会について」采野委員からご報告をお願いします。
采野委員	5番采野です。お手元の資料、右上に資料1と書いてあるものをご覧ください。今回、第4回農産ブランド認証委員会なんですけれども、農繁期に伴って、委員がなかなか集まることができないので、事務局と協議した結果、9月4日に書面審査という形でさせていただきました。認証申請事案の審査については個人3名、41件41品目、ランク1、ランク2がございました。詳細につきましては裏面ともう1ページにわたってございますのでまたご覧ください。以上です。
副会長	本件につきまして、何かご意見やご質問はございますか。 (質疑・意見なし)
副会長	特にないようでございますので次にまいります。次に第3「各地区委員会における農地パトロールの状況報告について」でございます。まずマキノ地区委員会の委員長から順番に状況の報告をお願いいたします。
高木委員	4番高木です。マキノ地区に関しましては、まだどうしても今回は役員が、4名中3名変わりましたんで、農繁期等ありまして、9月21日に集まっていただいて農地パトロールを行なおうと思います。またそれまでには、各担当の地域推進委員と個別にずっとまわっていただいておりますので、それを集積するつもりで21日にします。予定を組んでいます。
副会長	ありがとうございます。続きまして、今津地区委員会の方からお願いい

前川委員	たします。 7番前川でございます。よろしくお願いします。今津地域におきましては8月4日金曜日の午前中に農業委員4名そして推進委員の方6名計10名全員で、地区を3つに割りましてタブレットを活用しながら農地パトロールを行いました。パトロールの結果といたしましては、前年と同様の遊休農地の状況でございました。特に西地区、今津では西地区と呼んでいるんですけども、保坂地区におきましては高齢化が進み今後ますます遊休農地が増加するのではないかなあというような心配をしております。パトロールの結果、集計につきましては後日提出を考えております。以上です。
副会長	ありがとうございます。続きまして、朽木・安曇川地区委員会から、私の方から報告いたします。10番の地村でございます。朽木・安曇川の地区委員会における農地パトロールの状況につきましてでございますが、先月の8月10日に地区委員会を開催しまして、農業委員さんと最適化推進委員さんに各委員の担当地域の田んぼの地図、農地の地図を渡しまして説明をいたしました。各委員が8月中に農地パトロールを実施していただき、本日5時30分から開催します地区委員会において持参していただき、私が集計いたしまして来週早々には事務局へ活動記録と地図を提出したいと考えております。私たちの地域についてもですね、農業をやめていかれる方が増えてきております。耕作放棄地が増えてくるのが心配と思っています。それが現状でございます。以上でございます。 続きまして、高島地区委員会からお願いします。
山田委員	14番山田です。高島地域の農地パトロールの状況でございますが、8月22日に農業委員、最適化推進委員計8名で農地パトロールを実施いたしました。特に今回委員の改選がありまして、新たに委員になられている方おられますので、まずは現地で遊休農地の分類の方法等について目合わせをさせていただいて、そのあとそれぞれ担当区域が決まっておりますので、そこで遊休農地のリストをあげていただくということで、本日朝から地区委員会を開催しまして、それぞれ結果を持ち寄っていただきました。これまた私の方でまとめまして早々に事務局の方に提出をさせていただくというような予定であります。以上です。
副会長	はい、ありがとうございます。それでは新旭地区委員会、お願いいたします。

足立委員	18番の足立です。新旭地域につきましては8月23日から9月3日までの間に、各地区ごと4班に分かれまして実施しました。特に今回全員が初めてなもので、遊休農地、ほ場整備されたほ場の利用状況を確認しております。特にほ場整備されている真ん中で木が生えているようなほ場もあります。それからほ場整備された端っこといいますか三角形、変形になった土地のほ場も、もうやぶじゃないかというぐらいになっているところもありました。そういう形で現在45筆を確認しております。また整理集計して提出いたします。以上です。
副会長	ありがとうございました。各地区委員会から報告をしていただきました。本件につきまして、何かご意見、ご質問ございますか。 (質疑・意見なし)
副会長	それでは、次の項目にまいります。第4農業委員・農地利用最適化推進委員研修会について、事務局から報告をお願いします。
事務局	それでは報告させていただきます。令和5年8月31日ひこね市文化プラザにおきまして、「進めよう地域計画」をテーマに、滋賀県農業会議主催による委員研修が開催されました。高島市からは農業委員6名、農地利用最適化推進委員12名、職員3名合わせて21名が参加いたしました。内容につきましては、滋賀県農業会議山下会長のあいさつのあと、全国農業会議所伊東主査から農業委員会制度と農業委員会の役割について説明がありました。そのあと事例報告として、埼玉県東松山市農業委員会会長職務代理者の久保田節子委員より、目標地図作成に向けた人・農地プランの集積計画図の作成経緯及びプロセスについて報告がありました。耕作しにくい状態を改善し、作業の効率化を図って耕作放棄地を増やさないために地域で取り組まれてきたことについて紹介されました。欠席された委員の皆様には本日資料をお配りしておりますので、またご覧いただきたいと思います。事例報告のあと、滋賀県農政水産部みらいの農業振興課地域農業戦略室の濱中参事から、地域計画の推進と農業委員会に期待する役割についての説明がございました。地域計画に関するQアンドAなどが記載されておりますので、また資料をお目通しいただきたいと思います。以上でございます。

副会長	それでは本件について、ご意見やご質問はございますか。 (質疑・意見なし)
副会長	特にないようでございますので、以上で日程第2「報告事項」を終わります。
副会長	次に日程第3、報告第17号「田畑転換等農地の形状変更届出書の受理について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
事務局	議案書3ページをご覧ください。報告第17号、田畑転換等農地の形状変更届出書の受理について、田畑転換等農地の形状変更届出書の提出が次のとおりあり、高島市農業委員会会長専決規程第2条第1項第3号の規定に基づきこれを受理したので同条第2項の規定に基づき報告します。令和5年9月8日、高島市農業委員会会長。 番号1、土地の表示、地番443番3。地目、田。面積294平方メートル。目的、田に盛土をして畑として利用。申請位置図等は議事案件資料集1ページから2ページをご参照ください。本件は水田として耕作することが困難な農地であるため盛り土を行い、畑として利用し自家用野菜を栽培する計画を立てています。高島市田畑転換等農地の形状変更に関する指導要綱により届出書を審査したところ計画の趣旨は妥当であり、その他届出に係る必要書類もそろっていることから、高島市農業委員会会長専決規程第2条第1項第3号の規定により異議ないものとし、令和5年8月2日に形状変更に同意しましたのでご報告いたします。以上でございます。
副会長	本件につきまして、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
副会長	ないようでございますので、次にまいります。日程第4、報告第18号「農地の転用事実に関する照会について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
事務局	4ページをお開きください。報告第18号、農地の転用事実に関する照会について。登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記にかかる登記官からの照会が次のとおりあり、高島市農業委員会会長専

副会長	決規程第2条第1項第5号の規定に基づきこれに回答したので、同条2項の規定に基づき報告します。令和5年9月8日、高島市農業委員会会長。 番号1、土地の表示、地番314番2。地目、畑。面積279平方メートル、現況非農地。 番号2、地番326番1、地目、田。面積173平方メートル、現況非農地。 番号3、地番1450番1、地目、田。面積244平方メートル、現況非農地。地番1450番5、地目、田。面積247平方メートル、現況非農地。計3件、943平方メートル。本案件は前回総会以降に、大津地方法務局高島出張所から照会がありました番号1から番号3について、事務局で現地調査し既に農地でない状況であったことを確認した後、非農地の旨を会長専決規程により回答しましたのでご報告いたします。以上でございます。 それでは本件につきまして、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見がなければ)
副会長	ないようでございますので、以上で日程第4、報告事項を終わります。
副会長	次に、日程第5議案第81号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局および担当農業委員からそれぞれ説明をお願いします。
事務局	5ページをお開きください。高島市農委議案第81号、農地法第5条の規定による許可申請について、上記の議案を提出する。令和5年9月8日高島市農業委員会会長。農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条第1項の規定に基づく所有権の移転にかかる農地転用に関する次の許可申請について審議を求める。 6ページをお開きください。1所有権の移転。番号1。土地の表示、地番317番3。地目、畑。面積122平方メートル、転用目的、農機具格納庫。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の2ページから4ページをご参照ください。本件は譲受人が農機具格納庫を建築するため、畑1筆を売買により譲り受け農地転用するものです。農地区分は、申請地は集落内で周辺に住宅があり住宅等が連たんしていることから第3種農地と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えます。周辺の被害防除

	については、雨水排水については南側の水路へ放流します。万一被害が生じた場合には、譲受人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。なお、譲渡人において平成30年に相続しその翌年に雑草が生えないように舗装処理を行ったものであり、農地法について十分に理解していなかったため不適切な処理をしてしまい、今後はこのようなことがないよう農地法を遵守する旨の顛末書を添付されています。農地法の規定により審査したところ必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。工期は今年10月初旬から来年3月下旬の予定です。以上でございます。
采野委員	5番采野です。本来ですと担当エリアである中田委員なんですけれども、本日議会の方で出席できませんので、5番の采野が代わりに報告させていただきます。詳細につきましては先ほど事務局が説明されたとおりでございますが、譲受人が自宅の近くに農舎を立てたいということで土地を探していたところ、譲渡人と話がまとまり今回の申請になったということでございます。案件資料集の一番最後の写真を見ていただいたらわかりますように、西側には寺院の石垣、東側に5メートルの道路と非常に耕作しにくい場所なんですけれども、先ほど事務局の説明のとおり、農業委員会の許可なく舗装をしてしまったという顛末書が付いている案件でございます。皆様の慎重なご審議よろしくお願いいたします。
副会長	以上で説明が終わりました。これより、議案第81号「農地法第5条の規定による許可申請」について、所有権移転、番号1について審議をいたします。本件につきまして、何かご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
副会長	ご質問がないようでございますので、これより、議案第81号「農地法第5条の規定による許可申請について」を採決をいたします。所有権移転、番号1の案件について申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 挙手全員。
副会長	よって、議案第81号「農地法第5条の規定による許可申請」のあった、所有権の移転、番号1については申請のとおり許可することに決定をいたし

	ました。
副会長	次の日程の議案説明のために、農業政策課職員が入室いたします。 (職員入室)
副会長	それでは日程第6、議案第82号「高島市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。農業政策課から説明をお願いします。
農業政策課	農業政策課、南村と申します。私より農用地利用集積計画の決定についてご説明申し上げます。高島市農用地利用集積計画、令和5年9月20日、滋賀県高島市。続いて、農用地利用集積計画表は9ページでございます。なお、貸し手、借り手の住所、氏名等の読み上げについては割愛させていただきます。 利用権設定について、利用権設定農用地は24筆、利用権設定面積は37,489平米でございます。内訳としまして新規2筆、面積は4,406平米、継続22筆 面積33,083平米です。利用権設定者は10名、農用地利用申出者は8名でございます。その他、利用権設定各筆明細は10ページから12ページのとおりでございます。農用地利用申出者8名はすべての農地について効率的に耕作し、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているものであります。以上で農用地利用集積計画の決定についての説明とさせていただきます。
副会長	以上で説明が終わりました。今回の利用権設定各筆明細には■の案件が含まれておりまして、議事参与の制限がございます。ただいまから議事進行を臨時議長にお願いしたいと思います。ここで皆様にお諮りをいたします。臨時議長は、地区委員長のうち任期が長く年長の委員である山田委員にお願いしたいと思います。皆様ご同意いただけますか。賛成の方は挙手をお願いしたいと思います。 全員挙手。
副会長	よって、臨時議長は山田善嗣委員にお願いいたします。山田委員、議長席へお願いいたします。 (山田委員 議長席へ)

臨時議長	それではこれより、議案第 8 2 号「高島市農用地利用集積計画の決定について」審議をいたします。それでは、まず 1 1 ページ、利用権設定各筆明細、「貸し手から借り手」番号 1 5 から番号 1 8 の案件について審議いたします。法第 3 1 条第 1 項の規定により ■■■ 番 ■■■ の退席を求めます。 (■■■ 退席)
臨時議長	本件について、ご意見、ご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
臨時議長	意見、質疑がないようですので、これより、番号 1 5 から番号 1 8 の案件について採決します。本件について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。 挙手全員。
臨時議長	よって、利用権設定各筆明細「貸し手から借り手」番号 1 5 から番号 1 8 の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。 (■■■ 入場・着席)
臨時議長	これをもって臨時議長の職を終了いたしました。ありがとうございました。 (山田委員 自席へ)
副会長	それでは次に、1 0 ページから 1 2 ページ、利用権設定各筆明細、「貸し手から借り手」番号 1 から番号 1 4、番号 1 9 から番号 2 4 の案件について審議をいたします。本件について、何かご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
副会長	ご意見や質問がないようでございますので、これより、番号 1 から番号

	１４、番号１９から番号２４の案件について採決をいたします。本件について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 挙手全員。
副会長	よって、利用権設定各筆明細「貸し手から借り手」番号１から番号１４、番号１９から番号２４の案件については、原案のとおり承認することに決定をいたしました。
副会長	次に、日程第７、議案第８３号「農用地利用集積等促進計画の作成について」を議題といたします。農業政策課から説明をお願いします。
農業政策課	農用地利用集積等促進計画についてご説明申し上げます。農用地利用集積等促進計画、令和５年１０月３１日、滋賀県。続いて農用地利用集積等促進計画は１５ページのとおりでございます。こちらについても、貸し手、借り手の住所、氏名等の読み上げについては割愛させていただきます。農用地利用集積等促進計画について、権利設定農用地は８筆、権利設定面積は８、００６平米、農地中間管理機構に権利の設定をする者、貸し手は１名、権利の設定を受ける者、借り手は１名、その他、農用地利用集積等促進計画は１６ページのとおりでございます。以上で農用地利用集積等促進計画についての説明とさせていただきます。
副会長	以上で説明が終わりました。これより、議案第８３号「農用地利用集積等促進計画の作成について」審議をいたします。１６ページ農用地利用集積等促進計画、番号１から番号８の案件について審議をいたします。本件について、ご意見やご質問はございませんか。 （意見・質疑なし）
副会長	ご質問ございませんか。ないようでございますので、これより農用地利用集積等促進計画番号１から番号８の案件について採決をいたします。本件について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
副会長	よって、農用地利用集積等促進計画番号１から番号８の案件については、

	原案のとおり承認することに決定をいたしました。
副会長	次に、日程第 8、議案第 8 4 号「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」を議題といたします。農業政策課から説明をお願いします。
農業政策課	農業政策課の大辻と申します。私より、農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについてご説明申し上げます。17 ページをご覧ください。今回申請がありましたのは、安曇川地域で新規が 1 件です。それでは申請の内容につきまして説明申し上げます。18 ページをご覧ください。番号 1 ■■■■■の農業経営改善計画の概要でございます。■■■■■は 5 年前に新規就農者の認定を受けられ、現在は 1, 130 アールを経営されており、近い将来には■■■■■のお父さんと経営統合を図ったうえで、5 年後には経営面積を 5, 508 アールまで拡大するとされています。現在、水稻の作付けはコシヒカリを中心として多収品種にも取り組んでおられますけれども、今後は麦、大豆の作付けを拡大されていくと聞いております。また、いも類や果樹類については、面積あたりの収量を上げることで所得向上を図るとのことです。今後、農地の集積、集約を進めて作業効率の向上につなげ、播種前契約を増やすなどにより経営の安定と所得向上を図る計画を立てられております。以上の件につきましては、農業政策課において慎重に聞き取りをして内容を審査しておりますこと、各関係機関からはすでに同意をいただいていることを申し添えます。以上、農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについての説明とさせていただきます。
副会長	以上で説明が終わりました。これより議案第 8 4 号「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」を審議いたします。18 ページ番号 1 の案件について審議します。本件について、何かご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
副会長	ないようでございますので、これより番号 1 の案件について採決をいたします。番号 1 の案件について、原案のとおり同意することに賛成の方は、挙手をお願いします。 挙手全員。

副会長	よって、「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」番号１の案件は、原案のとおり同意することに決定をいたしました。
副会長	次に、日程第９議案第８５号「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更につき意見を求めることについて」を議題といたします。農業政策課の説明を求めます。
農業政策課	農業政策課の藤原と申します。私より議案第８５号農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更につき意見を求めることについて、変更についてのご説明を申し上げます。農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想とは、農業経営基盤強化促進法に基づき、都道府県が作成する農業経営基盤強化促進基本方針に即して、市町村が定めるものです。略して基本構想と呼んでおります。この基本構想には、地域において育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の指標や農業経営者に対する農用地の利用の利用目標等を総合的に定めたもので、概ね１０年後の目標を示しています。高島市の基本構想は直近で令和４年３月３１日に改正しております。今回農業経営基盤強化促進法が令和４年に改正となり、令和５年４月１日から施行とされたことに伴い、滋賀県の基本方針が令和５年４月１２日付けで見直しとなりました。この改正を受け高島市においても基本構想の改正を行うものです。農業経営基盤強化促進法施行規則では、基本構想の作成について意見を聞くべきものとして、農業委員会と地区農業協同組合が定められていることから、今回ご意見をお伺いするものでございます。 まず１９ページの下部をご覧ください。まず、大元となった農業経営基盤強化促進法の改正についてですが、高齢化や人口減少が本格化するなかで、農業者の減少や耕作放棄地の拡大がさらに加速化し、地域の農地が適切に利用されなくなる懸念の高まりや地域において農地が利用されやすくなるよう、将来の具体的な利用の姿を描き農地の集約化等を進めるとともに、人の確保育成をはかる措置を講ずることの必要性の高まりを背景として、地域計画の策定の法定化、農用地の集約化の手法、人の確保、育成についてが改正のポイントとされました。こういった点を踏まえ、高島市の基本構想の主な改正点は、農業を担う者の確保および育成に関する事項の追加、農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項の変更追加、地域計画に関する事項の追加、そして法改正によって廃止となった利用権設定等促進事業に関する事項の削除を行いました。改正前後がわかるように新旧対照表でご説明をさせていただきます。４５ページをごらんください。前

回令和４年３月から１年半での改正となりましたので、多少文言の修正はあるものの文章の大枠はそのままです。改正点を中心に説明させていただきます。まず表紙ですが、作成の年月を更新しています。目標年を同様に１年間のスライドとしましたが、先ほど県から１０年先を目標とするよう連絡がありましたので目標年は令和１５年と改めさせていただきます。申し訳ありません。次に４６ページをご覧ください。第１章農業経営基盤の強化の促進に関する目標です。この章の文章は、特段変更はありません。４７ページ４８ページにある「実質化された人・農地プラン」の文言を「地域計画」と修正しております。次に４９ページをご覧ください。第２章農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標です。こちらも文章に変更はありません。次に５１ページをご覧ください。第３章農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標です。こちらも文章に変更はありません。続いて５２ページをご覧ください。第４章、先ほどの第２章および第３章に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保および育成に関する事項です。この第４章は全て追加となります。県の基本方針に合わせて、１農業を担う者の確保および育成の考え方、２市が主体的に行う取組、３関係機関との連携・役割分担の考え方、４就農等希望者のマッチングおよび農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供を記載しております。続いて５３ページをご覧ください。第５章効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項です。この章でも文章は特段変更はしてありませんが、５３ページ５４ページにある文言「農用地の利用関係の改善」を「農用地の効率的かつ総合的な利用」に修正するとともに、５５ページでは２の（４）として、担い手への農用地の集積が一定以上進んだ地域の支援を追記しています。続けて第６章、農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項をご覧ください。この章では県の基本方針に定められた事業等とその実施方針を記載しておりますが、法改正によりこれまでの利用権設定等促進事業が廃止されたため、①は地域計画推進事業に変更し、⑥は農地中間管理事業に変更したうえで、後半の合致しない文章を削除しました。５６ページからは、各事業ごとの実施方針の詳細を記載しておりますが、同様に利用権設定等促進事業に関する記載を、地域計画推進事業に関する記載に変更し不要部分を削除しています。６７ページから７１ページの別紙１、別紙２も利用権設定等に関する記載であるため削除しております。全体的な変更点としては以上になります。

	改正の今後のスケジュールにつきましては、農業協同組合さんの意見も得たのち滋賀県と協議をいたしまして、報告をして令和5年9月中に完成する予定で進めております。以上、農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更についての説明とさせていただきます。
副会長	以上で説明が終わりました。これより、議案第85号「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更につき意見を求めることについて」審議をいたします。本件につきまして、なにかご意見やご質問はございませんか。どうぞ、采野委員。
采野委員	5番采野です。これね、農業経営基盤強化促進に関する基本的な構想、先ほど説明にもあったとおりこの前見直したばかりなんですけど、法律が変わったということなんですけど、この前見直した時にも言ったんですけど、これ、特に今回追記になった第4章について、この文章ひとつだけ、です、まず調じゃないんです。他の文章は全部、何々です、何々ますで書いてあるんですけど、この追記した部分だけ、何々で行う、するとかね、日本語としてやっぱりここ、しっかりと統一しておいてほしいんです。これ、以前の改正の時にも言ったんです。そういう文章をしっかりと綺麗に整えておいてもらうということと、今回法律の改正ということで、特にそれ以外のところは見てないということやったんですけど、あえてもう一回言わせてもらったら、この第4章のところのね、第2章および第3章に掲げる事項のほか農業を担う者の確保および育成に関する事項という、この部分ずっと読んでるとね、これこの農業委員会の過去の人部会で、農業委員会が毎年毎年意見書を市に提出しているんですけど、そこで求めてきたこととほぼほぼ重なっていると思うんです、個人的に。ずっとこれ農業委員会で言い続けていたんです、これを早くしてくれと。人の確保と育てるのをね、ようやくこれがちゃんと明文化されたんかという意味で、ちょっとこれ読んでやっとなという感想を持ったんですけど、ここからだから具体的に本当にどう動いてくれるのかが本当に大事なところやと思うんです。文章の中身とかと言うわけじゃなくて、せっかくここまで、特に2なんて、市が主体的に行う取組なんて、こんなこと今までなかなかはっきりなかった部分やと思いますんで、あと役割分担とかね。これをぜひ改正されたあと具体的に進めてほしいと思いますので、これはただの意見ですけど、十分に期待したいと思います。あとね、第4章でこんなけ詳しく書いてあるのに、第5章の(3)将来の農用地利用ビジョン実現に向けた具体的な取組内容および関係機関、関係団体との連携等市の将来のと、これほ

ぼほぼ内容かぶっていますよね、この連携という部分ではね。これわざわざここに書く必要があるのかなというのが、文章が。これも意見ですから、別に必要やったらそのまま残しておいてもらったらいいですし。あとは第6章の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事業というところでね、これも僕、前の改正の時に言ったんですけど、第6章の一番最初の文章に、市の農業の地域特性と書いてあるじゃないですか、高島市の農業の地域特性をとらえてと書いてあるんですけどね、その次にね、「複合経営を中心とした多様な農業生産の展開」やと書いてあるじゃないですか、高島市ってほとんど複合経営ないと思うんですよ。これなんでまた前と同じこと言うんですけど、結局戻ってもらったら49ページの組織経営体とか個別経営体とかのモデル、これ今担当されていて、これを見て高島市の地域特性に合ったモデルやと思います？これ。50ページの2番の個別経営体水田作の2個目なんて、水田作と施設野菜の複合経営で経営規模、水田25ヘクタール、施設1,000平米、施設野菜1,000平米、高島市例えばマキノとか朽木とかの降雪するようなところで、これ適応地域全市と書いてあるんですよ、前も言ったんですけど、何回も言いますけど。これ、全然高島市の地域特性に合っていないと思うんですよ。野菜の部分で言うたら、施設野菜の専作経営、パイプハウス5,000平米、軟弱野菜ですよパイプハウス2,500平米、果菜類ですよ、適応地域、全市と書いてあるんです。これマキノでできます？朽木でできます、これ。これ見直すという時に、県が見直すから市が見直す、追加しなければならないから、指示があって見直しますというところはこうやってすごい書いてくれはるんですけど、根本的にこの部分、高島市が実際どういう認識でいるんか、高島市の地域特性にあった農業経営ってなんやというところの、基本部分をしっかりととらえておいてもらわないと、結局だってこれをベースにして動いていくんでしょ。これをベースにして動いていくのに、この基本的なベースの認識が全然ちがったら、僕あかんと思うんですよ。新潟県とか日本海側の市町村とかのこの計画みてもらったらわかると思うんですけど、ものすごいこの部分が具体的なんです。新潟とかでも山間地域はこういう農業を目指しますとか、海辺の地域はこういう農業を目指しますとか、中間地はこういう農業をしますとか、書いてあるところ、四国もそうでしたけど、四国とかでも書いてあるところはものすごい市町村の地域の特性に合わせて具体的な経営のモデルというのを作っているんです。そこをやっぱりしっかりと議論しておいてつくってやっていただきたい。そこはほんまにお願いしたいところです。他の他府県の市町村と比べて、地域計画の進め方の部分については、逆にものすごいオリジナルに詳しく書いてあ

	るなあと思って、個別事項の実施方針なんかね、この部分はすごいいいと思いますんで。これだけこしかりと書いてくれはるんやったら、その部分ももう一回しっかり協議してほしいなというふうに思います。以上です。
副会長	回答をお願いします。
農業政策課	貴重なご意見ありがとうございます。なかなかこう時間もない中で、しっかり協議して書けていない部分もあるかと思しますので、こういったご意見いただくのはとても助かるなと思いますし、今回の改正の中で盛りこめない部分もあるかもしれませんけれども、おっしゃられていることはごもっともだと思う部分もありますので、みなさんのご意見等もいただきながら考えていきたいなと思ったところです。ありがとうございます。
副会長	采野委員よろしいですか。他にご意見やご質問はございませんか。 ご意見、ご質問ないようでございますので、これより、議案第８５号「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更につき意見を求めること」についてを採決いたします。本件について、原案のとおり同意することに賛成の方は、挙手をお願いします。 挙手多数。
副会長	よって、議案第８５号「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更につき意見を求めることについて」は、原案のとおり同意することに決定をいたしました。 以上で、本日予定しておりました議事日程については、ただ今をもちまして、全て終了いたしました。 (午後２時３５分 議事終了)

上記の会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容が真正であることを証するため、ここに署名する。

副 会 長 _____

議事録署名委員 5 番 _____

議事録署名委員 7 番 _____